

今月から順次

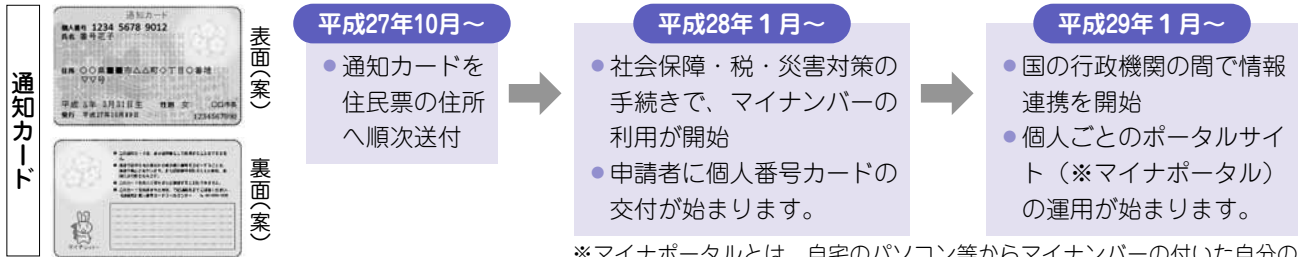
マイナンバーの通知が始まります

マイナンバーが記載された「通知カード」が、住民票のある市区町村から世帯ごとに簡易書留で送付されます。通知カードは、個人番号カードを受け取る際に必要となりますので、大切に保管してください。

☎/マイナンバー制度について：政策企画課 ☎463-3089

通知カードについて：総合窓口課 ☎463-2605

マイナンバー制度実施の流れ



※マイナポータルとは、自宅のパソコン等からマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのが確認できるものとして整備されます。

通知カードが届いたら

Point 1 書留の中身を確認

通知カードは簡易書留で届きます。「通知カード」、「個人番号カードの申請書と返信用封筒」、「説明書」が入っているかを確認しましょう。

Point 2 個人番号カードの申請

個人番号カードの取得には、申請が必要です。申請は主に「郵送で申請」、「オンラインで申請」の2通りがあります。
郵送で申請：個人番号カードの申請書に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
オンラインで申請：スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

Point 3 個人番号カードの受け取り

平成28年1月以降順次、本人が市区町村の窓口で受け取れます。初回は無料で交付されます。受け取る際、パスワードの設定が必要です。

個人番号カードの利用

ICチップに記録されている電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請を利用できます。また、将来的に各種民間オンライン取引など、さまざまな使い道が検討されています。

事業者の方へ マイナンバー制度が始まるとどうなるの？

民間事業者にも制度の影響はあるの？

民間事業者も税や社会保険の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

どんな準備が必要なの？

主に、以下の4つの準備が必要です。

- ①マイナンバーを適正に扱うための**社内規定づくり**（基本方針、取扱規定の策定）
- ②マイナンバーに対応した**システム開発**や**改修**（人事、給料、会計システム等）
- ③特定個人情報の**安全管理措置**の検討（組織体制、担当者の監督、漏えい防止、アクセス制御など）
- ④**社内研修**・教育の実施（マイナンバーを取り扱う従業員への周知徹底）



おさえおきたいポイントを解説します。

具体的に内容を知りたい場合は？

特定個人情報保護委員会ホームページに「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」などを掲載しています。市ホームページからもリンクしていますので、ご確認ください。

なお、電話でのマイナンバー制度に関するお問い合わせは右記の番号へおかけください。

マイナンバー制度のお問い合わせ

マイナンバーコールセンター
（全国共通ナビダイヤル）

〈日本語対応〉 ☎0570-20-0178

〈外国語対応〉 ☎0570-20-0291
foreign language

英語・中国語・韓国語・
English Chinese Korean

スペイン語・ポルトガル語
Spanish Portuguese

平日 午前9時30分～午後5時30分
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※通話料がかかります。

※IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050-3816-9405におかけください。